

山梨県公報

第千三百八十四号

平成十五年

五月二十二日

木曜日

目次

保安林の指定の予定(三件).....	三三二
土地収用事業の認定.....	三三二
建築基準法に基づく道路位置指定.....	三三三
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	三三三
落札者等の決定について.....	三三三
公安委員会	
平成十五年度交通誘導警備二級検定の実施について.....	三三三
遊技機の型式の検定.....	三三四
その他	
落札者等の決定について(三件).....	三三六

告 示

山梨県告示第三百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年五月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
南アルプス市上宮地字上ノ山三八九三、三八九九の一、三八九九の二、三九〇〇、三九〇二の二、三九〇三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ山三八九三・三八九九の一・三八九九の二・三九〇〇・三九〇二の二・三九〇三(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年五月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
西八代郡下都町下部字雨河内一一九一、一二〇三から一二〇五まで
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び下部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成十五年五月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡鵜沢町鳥屋猪子山一四八五の乙、一四八六から一四九四まで、身延町梅平横手三四〇一、三四〇一の内一、三四〇一の内二、三四〇二、大草里三四〇四、三四〇四の内一、三四〇五、三四〇五の内一、三四〇五の内二、三四〇八から三四一二まで、増穂町小室八町山五八八九の二二二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めぬ。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年五月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

鳴沢村

二 事業の種類

活き活き広場駐車場整備事業

三 起業地

収用の部分 南都留郡鳴沢村字蛇休場地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十條第一号要件
活き活き広場駐車場整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三條第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する広場」に関するものであることから、法第二十條第一号に該当する。

2 法第二十條第二号要件

起業者は、一般会計により既に財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十條第二号に該当する。

3 法第二十條第三号要件

(一) 本事業は、多目的芝生広場である鳴沢村活き活き広場の利用者のために、駐車場を整備する事業である。当該広場は、村内外のランドゴルフ大会等の各種イベント開催及び村民のジョギング、散歩等の憩いの場として、従来から幅広く利用されている。しかし、駐車場がないため、村道への路上駐車等によって広場を利用せざるを得ない状況となっている。このため、専用の駐車場を整備するものであり、利用者の利便性の向上が図られ、交通の安全が確保されることにより、さらなる利用が見込まれ、住民サービスの向上につながる。ことから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。
(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、利用者の利便性、交通の安全性、隣接する他の公共施設との関連性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。
(四) 本事業計画は、予想駐車台数から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としていると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十條第三号に該当する。

4 法第二十條第四号要件

本事業は、鳴沢村体育協会から駐車場整備の要望書が提出されており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十條第四号に該当する。

5 結論

1から4まで述べたとおり、本事業は法第二十條各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十條の規定に基づき、事業認定をするものである。
法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鳴沢村役場総務課

山梨県告示第三百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月二十二日

- 道路の位置
山梨県知事 山 本 栄 彦
東八代郡石和町東高橋字梅ノ木二八三番四
- 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 道路の延長
四〇・六八メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 申請のあつた年月日 平成十五年五月九日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人 グローカリー山梨
2 代表者の氏名 橋本武治
 - 主たる事務所の所在地 甲府市宝二丁目九番二十六号
 - 定款に記載された目的
この法人は、山梨県民および広く社会の人々に対して、福祉の増進、社会教育の実施、環境保全の支援、海外支援などに関する事業を行い、互いにたすけあつて生きる喜びの輪が広がる、共生社会の創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年五月九日から同年七月九日まで

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年五月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
山梨県新税務システム用サーバー機器等 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年四月一日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 随意契約に係る契約金額
三億七千四百八十八万六千六百十円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第二号に該当

公安委員会

● 平成十五年度交通誘導警備二級検定の実施について
警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第十一条の二に規定する検定を次のとおり実施する。

平成十五年五月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

- 実施する検定の種別及び級
交通誘導警備二級
- 実施日時
平成十五年八月二十八日（木）午前八時三十分から午後五時まで

三 実施場所

甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館（電話〇五五 二四三 三二一）

四 受検定員

六十名

五 検定試験の内容

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
(二) 法令に関すること。
(三) 車両等の誘導に関すること。
(四) 事故の発生時における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 車両等の誘導に関すること。
(二) 事故の発生時における応急の措置に関すること。

六 受検資格

1 山梨県内に住所を有する者

2 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員

3 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。

(一) 警備業法第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者

(二) 警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第十一条第一項第二号又は第三号に該当することにより

検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者

七 受検手続

1 提出書類

検定を受けようとする者は、その住所地（検定を受けようとする者が山梨県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に次の書類を提出しなければならない。

(一) 山梨県内に住所を有する者

(1) 検定申請書（正副二通）

(2) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

(3) 警備業法第三条第一号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び

東京法務局の登記事項証明書

(4) 警備業法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

(5) 検定規則第五条第一号及び第二号に掲げるいずれにも該当しないことを誓約

する書面

(6) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(二) 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員

(1) 前記(一)の書類

(2) 当該営業所に属することを疎明する書面

2 受付期間

(一) 平成十五年七月十六日（水）から同年七月三十日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(二) 受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。

八 受検手数料 二万二千円（山梨県収入証紙で納付すること。）

なお、受検手数料は、申込みを取り消し、又は受検しなかった場合でも還付しない。

九 携行品

受検票、筆記用具、警笛、運動靴及び白手袋（軍手も可）

十 受検に関する問い合わせ先

山梨県警察本部生活安全企画課（電話〇五五 一三五 一一二一内線七

一一 五二二）又は山梨県内の各警察署生活安全課（係）

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年五月二十一日までとする。

平成十五年五月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所		型式の概要	
遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は輸入	検定番号

株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	チャリ ーズエン ジェル	株式会社 ロデオ	三四〇一三〇
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	スロット ーキンタ ロウRX	株式会 社 ロデオ	三四〇一七三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	ファイバ ー夏祭り DX	株式会 社 三共	三〇〇一三七
株式会社パイオニア 代表取 締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目 四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	パリキ	株式会 社 パイオニ ア	三四〇〇六六
株式会社パイオニア 代表取 締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目 四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	サブライ ム	株式会 社 パイオニ ア	二四〇七七七
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR・ブ ラポーフ アイプフ J	株式会 社 平和	三〇〇二四八
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR・ブ ラポーフ アイプフ S	株式会 社 平和	三〇〇二五三

京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRが んば れ丸 ちん X R	京楽産 業 株式会 社	三一〇一三三
京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRが んば れ丸 ちん X R	京楽産 業 株式会 社	三一〇一四三
京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRが んば れ丸 ちん X R	京楽産 業 株式会 社	三一〇一八五
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	リユウ グ ウモ ノガ タリ X	株式会 社 エレコ	三四〇二二五
株式会社サンセイアールアン	ぱちんこ遊技 機	CR深 海	株式会 社	三〇〇二七一

その他

ドレイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一 番一三 号	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電 動役物	(伝説)MR	サンセイアールアンドデイ
--	------------------------------	--------	--------------

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年五月二十二日

一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県立中央病院管理局局長 中 村 紘 昭

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号

三 落札者を決定した日
平成十五年四月一日

四 落札者の氏名及び住所
株式会社サンメンテナス 大阪府大阪市中央区谷町五丁目三番十九号

五 落札金額
三千九十七万五千円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十五年二月十日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年五月二十二日

一 随意契約に係る役務の名称及び数量
山梨県立中央病院管理局局長 中 村 紘 昭

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社東芝医用システム社 東京都文京区本郷三丁目三十九番一号

五 随意契約に係る契約金額
一億七百万円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年五月二十二日

一 随意契約に係る役務の名称及び数量
山梨県立中央病院管理局局長 中 村 紘 昭

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
MRI他放射線機器保守点検業務 一式

三 随意契約の相手方を決定した日
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号
平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
シーメンス旭メデitek株式会社西東京セールスエリアオフィス 東京都品川区東五反田三丁目二十番十四号

五 随意契約に係る契約金額

三千八百八十五万円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番